

ふかまのまど

第三五号 三年八月一日
発行元 深町連合町内会
連絡先 六三三・三五二

連合町内会活動報告

町民会館駐車場の草刈り

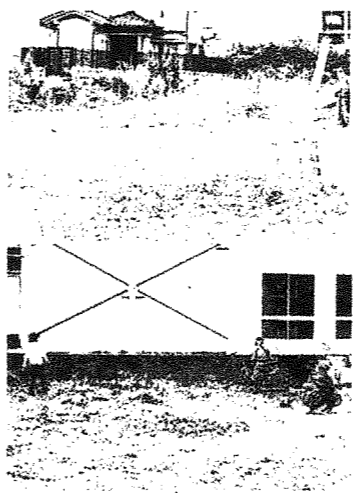
深町連合町内会

会長 安藤 志保

7月2日、連合町内会と、上組・中組・下組それぞれの町内会執行部のみなさんにご協力いただき、町民会館北側駐車場の草刈りを行いました。

梅雨の晴れ間でむし暑い中、作業をしてくださったみなさん、ありがとうございました。

町民会館を積極的にご利用いただき、町内会の暮らしがより充実したものであるよう願います。



TBG協会だより



三原市・月例

ターゲット・

バードゴルフ大会



三原市TBG月例会大会が、7月15日(土)に13名の参加で深町・城山コースにて行われました。

成績は、次の通りです。

- 1位 井上 幸子
- 2位 金子 勝彦
- 3位 林 洋祐
- ベスグロ 67 井上 幸子
- 2人組戦1位 谷岡 義昭 井上 幸子

※選手敬称略

次回の月例会大会は、8月19日(土)に行います。

TBG協会

事務局 山内 好己

第二中学校だより

「中学生になって」

一年 奥長 青葉

私は、卒業文集に部活動と勉強を両立させたいと書いたので、この一年間それを目指してがんばりたいです。

部活動では、たつ球部に入る予定で夜おそくまで練習したり、色々な大会に出ることが多くなるし、勉強も小学校とはちがいで、定期テストが入ってきたり、学習内容も難しくなると聞いています。だからといってどちらかをなげやりにしたり、あきらめることをせずにどうしたらその二つを両立することができるのか、を考えた友達や家族、先生など身近な人に相談するなどして、やっていたらいいなと思っています。

そして、私はまだしよる来の夢について深く考えたことはなく、どの道に進むのかも分らないけれど、この中学校三年間はしっかりと勉強にも取り組み、なににごにもチャレンジすることを心がけていきたいと思っています。そして高校生の元二中の生徒だったお姉ちゃんに「中学校の三年間はあつた生活三年間を大切にしよう」ということができました。

中学校は小学校の六年間の半分たつたの三年間しかありません。なので一日一日をなんとなくや、てき当に過ごすのではなく、一日ごとに何か目標を作ってみたり、例えば今日はいろいろな子に話しかけるなどをして、一日一日を大切にしようと思っています。

最後に、私は「日々成長」という言葉を忘れず、中学校生活を楽しまたいと思います。一つ前の段落でも書きましたが、一日をだんだら過ぎて、もう二年生か、とまらないように、一日一日を大切に、ほこりを持って過ごそうと思えます。たくさんの人と交流し、クラスメイトのみんなと協力し、支え合えたらいいなと思いました。

「中学生になって」

一年 徳田 香穂

私はこの中学校で友達づくりをがんばっていききたいと思っています。

理由は、深小学校の生徒だったのですが、深小中学校は人数が少なくて、しかも二中から歩いて一時間くらいかかる遠くの学校で、同じく二中へ入学してきた友達や知り合いが少なかったからです。その他でいうと、近くに同じくいるの年の子がいなかったり、住んでいなかっただけで、住んでいなかっただけで、どのようにしてがんばるのかというと、私は色んな人、話しかけてみたり、自分のしゅみに

「ふかまのまど」ホームページのアドレスは
<http://www.jcat.ne.jp/~fuka/top.html>

と合う人を探してみたりしてみようと思っています。

その次ががんばっていききたいことは英語、外国語です。そう思った理由は、お母さんやお姉さんにすすめられたからです。

私はその時は車に乗っていませんでした。そうしたらお姉さんから、「教科の中でも英語は特にならば、中学校の英語ができていれば、高校や大学の英語が簡単になるよ」と言われました。その時に「英語苦手だけどがんばってみようかな」と思いました。担任の時垂先生は英語の先生でもある、と言っていました。したので、自分がさぼったりなげたりしたときは、厳しく指導してほしいです。

あとは、掃除の時間や給食の時間にはしゃべらないように気をつけていこうと思いますし、学校内での教室の場所やくつ箱の場所をよくまちがえてしまわないので、早くおぼえていきたいと思います。

「中学生になって」

一年 西本 廣心

この二組全員となかよくしたいです。

この全員となかよくするために、場を和めるをたいせつにしていきたいです。

あと、べんきょうとかもまあがんばっていききたいです。

ぶかつはしないけれど、クラブチームをやるので、がんばっていききたいです。きぼうの、ポジションは、ありますが、きぼうじやないところをしたりするので、そこもがんばっていききたいです。

オニユリ



深町子どもを守る会

子どもをみんなで見守りましょう。

深小の子供は



全校登校日は
3・24日です。

- 午前十一時過ぎに下校します。
- 近くで、遠くで、みんなで見守りましょう。
- あいさつ
- 声かけをしましょう。

謹んでお悔やみ申し上げます

綱掛 正男 様 八十八歳
(下組 一班) 七月二十五日

深町各種団体八月行事予定

団体	行事内容	予定日
連合町内会	盆行事	14日
小学校	ちんこんかん	不参加
小学校	全校登校日	3日
小学校	一斉閉庁日	14日
小学校	全校登校日	16日
PTA	環境整備作業	27日
如水館中学・高校	中期夏期講習	15日
中期夏期講習	16日	
夏期講習(中)	18日	
夏期講習(高)	21日	
後期夏期講習(高)	24日	
始業式・面談	25日	
身だしなみチェック	30日	
	31日	
	5日	

「活躍おめでとう」

深町連合会

会長 安藤 志保

中組峠講の坂本優和様が、2023アジア選手権大会BMXレーシングに日本代表として出場し、栄えある3位とられました。

上組下成瀬講の西颯太郎様が、第58回全国高等学校総合体育大会(インターハイ)に出場されました。

連合町内会よりお祝い致しますとともに、益々のご活躍を祈念申し上げます。

※町内で、全国大会出場や受賞等の情報がありましたら、連合町内会へお知らせください。

歩く会にご参加を

歩く会幹事

石井 堂照

8月の歩く会は休みます。



9月の予定

19日(火)

予備日 21日(木)

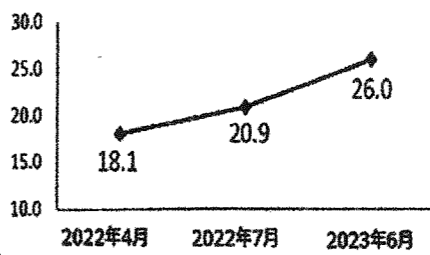
※ニチエー中之町店コミュニティボックスについて
5月から7月の3ヶ月間ボックスへのレシート投入にご協力いただき、大変ありがとうございます。今後ともよろしくお願いたします。

サロン深つかふかだより

協力者一同

6月に、市役所から来ていた
いての体力測定では、全体平均で
昨年より、少し体力が上がって
の結果でした。「継続は力なり」
向上ならずとも、維持していける
ように、一緒に、体操や脳トレ、
おしゃべりなどを継続してけれ
らと思います。

30秒椅子立ち上がりテストの変化



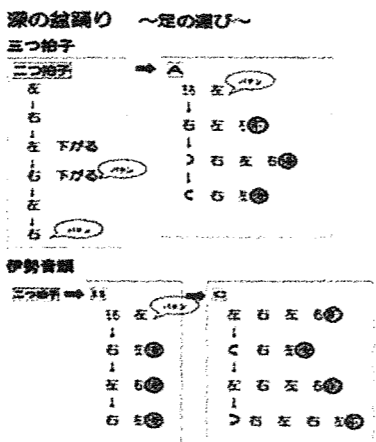
●盆踊りの練習

8月14日の盆行事に向けて、「深
盆踊り」の練習をしています。

三つ拍子の足運び（二つ拍子
と三つ拍子の繰り返し） ※この
挿絵では分かりにくいと思われま
すので、「深の里山」22〜24ペー
ジをご参照ください。



「サロン深つかふか」で渡部
さん作成の足運び



南さん出演の練習ビデオもつく
りました！

盆行事で、みんなと一緒に踊り
ましょう！



★これまで、深小学校からサロ
ン深つかふかを何度か訪問してく
れて、子どもも大人も一緒に楽し
んでいます。夏休みの間、子ども
さんのご参加大歓迎です！

8月の予定

水曜日10時〜11時30分

・2日・9日・16日

・23日・30日

持つてくるもの

- ・飲み物・室内シューズ
- ・長いタオル（体操に使います）
- ・うちわ（盆踊り練習用）

Instagramで活動の様子を
発信しています。

<https://www.instagram.com/fukamachiichanoma/>

問い合わせ先（安藤）

090-5265-3855



警視庁ホームページより

自転車での基本ルールはこれ！

自転車安全利用5則

7月号で掲載しましたが補足し
て掲載いたします。

①自転車の通行帯

自転車は、車道が原則

道路交通法上、自転車は軽車両
と位置づけられています。したが
って歩道と車道の区別があるところ
は車道通行が原則です。

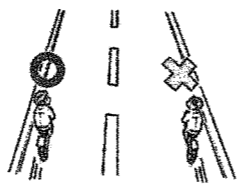
罰則…3カ月以下の懲役又は5
万円以下の罰金

車道は左側を通行

自転車は車道を通行するときは、
自動車と同じ左側通行です。

道路の中央から左側部分の左端
に寄って通行してください。

一方通行の道路で、「自転車を除
く」の補助標識があり、自転車の
規制が除外となっている場合に通
行（逆行）する場合も同じです。



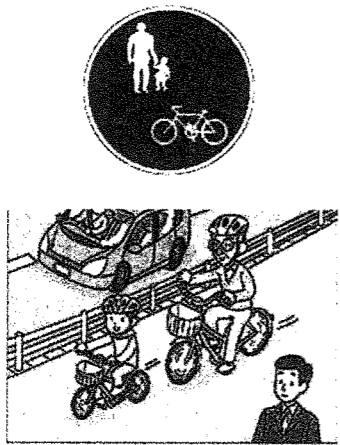
罰則…3カ月以下の懲役又は5
万円以下の罰金

歩道は例外

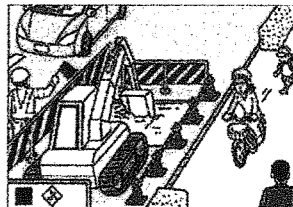
普通自転車が歩道を通行するこ
とができる場合

歩道に「普通自転車歩道通行可
」の標識等があるとき。

13歳未満の子どもや70歳以上の
高齢者、身体の不自由な人が自転
車を運転しているとき。



道路工事や連続した駐車車両な
どのために車道の左側部分を通行
するのが困難な場所を通行する場
合や、著しく自動車の通行量が多
く、かつ、車道の幅が狭いなどの
ために、追い越しをしようとする
自動車などの接触事故の危険性が
ある場合など、普通自転車の通行
の安全確保するためにやむを得な
いと認められるとき。



歩道は歩行者優先

自転車は歩道を通行する場合は、
車道寄りの部分を徐行しなければ
なりません。

歩行者の通行を妨げるような場
合は一時停止しなければなりません。

罰則…2万円以下の罰金又は科
料

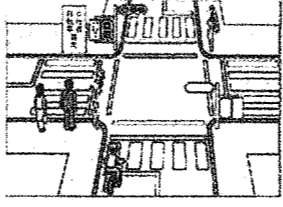
②交差点の安全

信号は必ず守る

自転車は、道路を通行する際は、
信号機等に従わなければいけませ
ん。

特に、横断歩道を進行して道路
を横断する場合や、歩行者用信号
機に「歩行者・自転車専用」の標
示のある場合は、歩行者用信号機
に従わなければなりません。

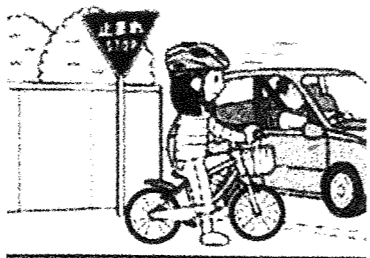
歩行者用信号機の青色信号の点
滅の意味は、黄色信号と同じです。
次の青信号になるまで待ちまし
よう。



罰則…3カ月以下の懲役又は5
万円以下の罰金等

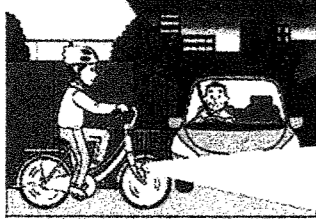
交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある場所、踏切
などでは、必ず止まって左右の安
全を確認しましょう。



罰則…3カ月以下の懲役又は5
万円以下の罰金等

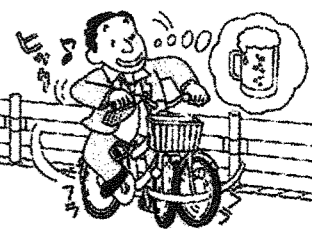
③夜間は必ずライトを点灯する



罰則…5万円以下の罰金

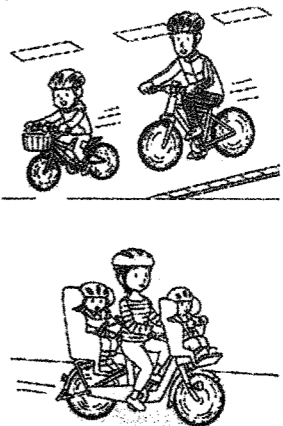
④飲酒運転の禁止

自動車の場合と同じく酒気を帯
びて自転車を運転してはいけませ
ん。また、酒気を帯びている者に
自転車を提供したり、飲酒運転を
行うおそれのある者に酒類を提供
したりしてはいけません。



罰則…5年以下の懲役又は10
0万円以下の罰金
（酒によって運転した場合）

⑤ヘルメットを着用

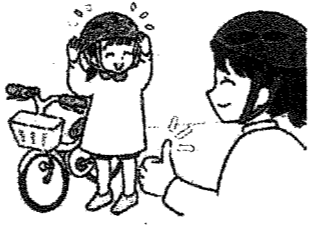


自転車に乗るときはヘルメットを
着用しましょう。

改正道路交通法の施行により、
すべての自転車利用者のヘルメッ
ト着用が努力義務となっています。

道路交通法

自転車運転の際は、運転す
る方がヘルメットをかぶることに
努めなければならぬのはもちろ
んのこと、同乗する方にもヘルメ
ットをかぶらせるように努めなけ
ればなりません。また、保護者等
の方は、児童や幼児が自転車を運
転する際は、ヘルメットをかぶら
せるように努めなければなりません。



道路交通法 第63条の11

第1条

自転車の運転者は、乗車用ヘル
メットをかぶるよう努めなければ
ならない。

第2条

自転車の運転者は、他人を当該
自転車に乗車させるときは、当該
他人に乗車用ヘルメットをかぶら
せるように努めなければならない。

第3条

児童又は幼児を保護する責任の
ある者は、児童又は幼児が自転車
を運転するときは、当該児童又は
幼児に乗車用ヘルメットをかぶら
せるように努めなければならない。

安全性を示すマークの付いたヘル
メットをかぶりましょう

交通の方法に関する教則

自転車に乗るときは、乗車用ヘル
メットをかぶりましょう。

乗車用ヘルメットは、努めてS
Gマークなどの安全性を示すマー
クのものを使い、あごひもを確実
に締めるなど正しく着用しまし
よう。

